佐野市クレジットカード決済導入業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1)業務名 佐野市クレジットカード決済導入業務

(2)業務目的

会計事務の業務効率化を図るため、当市が行う支出の方法としてクレジットカード決済を導入する。

(3)業務内容

別紙「佐野市クレジットカード決済導入業務 内容説明書」(以下、「説明書」という。)を参照。

(4)履行期間 契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(5)業務に係る経費

本業務に要する一切の経費は事業者の負担とし、当市は経費を負担しない。

2 プロポーザル方式の方法と運用に関する事項

プロポーザル方式の方法は公募型プロポーザル方式による。プロポーザル方式の運用については、佐野市プロポーザル方式実施要綱(平成25年3月28日訓令第6号)を準拠する。

3 プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

電話料金等の公共料金の支払いについて、ペーパーレス化の推進やコスト削減等の理由により、紙媒体での請求書から電子請求への移行が進められており、紙の納付書を希望する場合には、利用者に発行手数料を求める動きがある。また、キャッシュレス化の動きにより、クレジットカード決済等のキャッシュレス決済のみ対応可能な支払いなども増えてきている。

こうした課題への対応としてクレジットカード決済を導入するにあたり、本業務に最適な事業者を公平・公正に選定するためには、広く募集した上で選定することが重要であるため。

4 参加資格要件

参加しようとする者は、次の要件を全て満たすものとする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。

(2)令和7・8年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿で、「大分類U(その他の役務の提供)」のうち「小分類8(その他の役務の提供)」に登録されている者であること。又は、令和8年12月1日までに登録完了する見込みのある者であること。

(3)佐野市競争入札参加者指名停止要綱(平成17年佐野市告示第154号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4)佐野市暴力団排除条例(平成23年佐野市条例第16号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。

(5)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続き開始の申し立てがされていないこと、または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6)PCI DSSに準拠していること。

5 選定スケジュール

実施内容	実施時期（令和8年度）
プロポーザル実施要領等の公表	10月 26 日（月）
質問の受付	10 月 26 日（月）～11 月 5 日（木）
質問への回答	11 月 10 日（火）
参加表明書の受付期間	10 月 26 日（月）～12 月 1 日（火）
提案書提出者の選定及び非選定の通知	12 月 4 日（金）
提案書等の提出期限	12 月 21 日（月）
プロポーザル審査（書面）	1 月中予定
特定・非特定通知書の通知	1 月中予定

6 提出場所・問合せ先

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市会計課出納係
TEL 0283-20-3033（直通）
E-mail：kaikei@city.sano.lg.jp

7 要領及び説明書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答

(1)質問の内容

質問の内容は、本要領及び説明書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2)受付期間

公告の日から令和8年11月5日（木）午後5時15分まで（必着）

(3)提出方法

質問書（様式5）を用い、持参、郵送又はメールにより提出すること。持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、到達確認のために電話連絡を行うこと。いずれの方法を用いても受付期間内必着とする。電話による問合せは受け付けない。

(4)提出場所 6に同じ

(5)回答方法

回答は、令和8年11月10日（火）までに、市ホームページに掲載する。個別回答及び電話による回答は行わない。

8 参加表明書の作成様式、提出期限、提出場所及び提出方法

(1)参加表明書

参加表明書（様式1）に以下の書類を添えて提出すること。

①参加資格要件確認表（様式2）
②提案企業概要調書（様式3）
③PCI DSSに準拠していることを証明する書類

(2)提出期限 令和8年12月1日（火）午後5時15分まで（必着）

(3)提出場所 6 に同じ

(4)提出方法 持参、郵送又はメールとし、郵送による場合は、配達の記録が残る方法に限る。持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、到達確認のために電話連絡を行うこと。いずれの方法を用いても受付期間内必着とする。

(5)提出部数

提出書類一式の提出部数は各 1 部とする。

9 提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

(1)確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、提案書の提出者に選定された旨を12月4日(金)に書面及びメールにより通知する。

(2)提案書の提出者として選定されなかった者に対して、選定されなかった旨を12月4日(金)に書面及びメールにより通知する。

(3)上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり。

①受付場所 6に同じ

②受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く)

(4)上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。

(5)参加表明書提出後、参加を辞退するときは、辞退届(任意様式)を提出すること。提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

10 提案書の作成様式、提出期限、提出場所、提出方法及び留意事項等

(1) 提案書

提案書の提出者として認められた者は、以下の書類を提出すること。

①提案書(様式4)

②企画提案書(任意様式)

ア 体裁は原則としてA4判横、長編綴じ、両面印刷、表紙と目次を除き40ページ以内で作成し、ページ番号を付すこと。A3判を挿入する場合、片面印刷とし、2ページ換算とする。

イ 審査の公正を期すため、企画提案書の中に記載する内容においては事業者名が類推できないように作成すること。

ウ 正本の表紙には「佐野市クレジットカード決済導入業務に係る提案書」の表題とプロポーザル事業者名を記載すること。副本の表紙には事業者名を記載しないこと。

エ 専門的な知識がない者でも理解できる表現を使用すること。

オ 「佐野市クレジットカード決済導入業務内容説明書」及び「12 提案書を特定するための基準及び方法 (1)評価基準」に基づき、次の内容を記載すること。

【記載項目】
・クレジットカードのブランド、カード名義、利用制限、付帯保険等利用にあたり必要となる内容。
・パーチェシングカードのカード番号の追加及びコーポレートカードの追加発行などの手続き方法、必要な期間など
・Web 管理サービスで確認、設定できる内容（管理者と別に所管課でもIDなどを登録できる場合は、その権限の違いを含む）
・支払いサイクル（クレジットカード利用の締め日、請求書の発行方法、支払い方法支払い期限など）
・システムの安全性、外部からの不正利用対策の内容及び障害発生時の対応体制
・カードの利用枠の設定や使途制限などの不正利用対策の内容
・カード利用額に応じたキャッシュバック等がある場合、その還元率や還元方法など
・その他説明書の6 特記事項（5）に記載のある事項について、自社ならではの提案

（2）提出期限　令和8年12月21日（月）午後5時15分まで（必着）

（3）提出場所　6に同じ

（4）提出方法　持参、郵送又はメールとし、郵送による場合は、配達の記録が残る方法に限る。持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、到達確認のために電話連絡を行うこと。いずれの方法を用いても受付期間内必着とする。

持参又は郵送による場合は、別途、企画提案書の製本及び副本をデータで提出すること。

（5）提出部数

提案書等の提出部数は、10（1）①は正 1 部、10（1）②は正 1 部、副 1 部とする。

（6）提案書等の取扱い及び留意事項

①提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製する。

②提出された提案書等は、提出後において内容の変更は認めない。

③市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

④企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

⑤企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

11 プロポーザル審査（書面）

審査は書面により実施する。企画提案書について、評価基準に基づき、佐野市プロポーザル方式実施要綱第5条第3項に準じて設置した、佐野市クレジットカード決済導入業務選定委員会（以下「委員会」という。）が委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

12 提案書を特定するための基準及び方法

(1)評価基準

提案書を特定するための評価基準は以下のとおりとする。

	評価項目		配点
1	手続の迅速性	カード番号発行や利用上限額の変更手続き等に要する提出資料の簡素化及び発行等に要する期間の短縮化が図られているか。	20
2	Web 管理サービスの機能性及び操作性	Web 管理サービスのサイトの機能は充実しているか。また、会員サイトは操作しやすく、円滑な利用が可能となっているか。	20
3	カードの利便性	利用可能な経費の範囲、利用料金の支払方法その他仕様書に記載している事項について、必要な要件をすべて満たしたうえで利便性があるか。	20
4	システムの安全性	決済システムの安全性が十分に確保されており、外部からの不正利用やシステム障害等が生じた場合の対策やサポート体制は充実しているか。また、決裁上限額や使途制限などの設定等の内部の不正利用への対策機能は充実しているか。	20
5	独自の提案	説明書の6 特記事項(5)に記載のある事項について、自社ならではの提案があるか。	15
6	キャッシュバック等	利用金額に応じたキャッシュバック等があるか。	5
合計			100

①委員1人あたりの配点を100点とする。

②1から6までの評価項目ごとに各委員の点数を合算し、平均した点数(小数点第二位を四捨五入)を各評価項目の点数とする。

③1から6までの各評価項目の点数を合計した点数を、事業者の評価点数とする。

(2)基準点

「5 独自の提案」及び「6 キャッシュバック等」を除いた1から4までの各評価項目の点数が、配点の3割以下(20点満点中6点以下)の項目がなく、かつ合計点数が60点以上であることとする。基準点を満たさない場合、提案書は非特定となる。

(3)順位の確定方法

評価の結果、最も高い評価点数を獲得し、かつ、基準点を満たす提案者を最優秀者とする。

最も高い評価点数を獲得した提案者が複数の場合(同点の場合)は、次のアからウの選考過程により最終順位を確定し、最優秀者とする。なお、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀者とする。

ア 評価項目のうち、「3 カードの利便性」の得点が最も高い者

イ 評価項目のうち、「2 Web 管理サービスの機能性及び操作性」の得点が最も高い者

ウ 上記によりがたい場合は、委員会の協議により決定した者

13 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案内容を評価した結果を次のとおり通知する。

(1)提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面及びメールにより通知する。

(2)提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨を書面及びメールにより通知する。

(3)上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり。

① 受付場所 6に同じ

② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く)

(4)上記(3)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日(休日を含まない。)以内に書面により行うこととする。

14 契約等に関する事項

(1)契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務の契約相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、本市財務規則に定める手続きをもとに契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者と契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとする。

①最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき。

②最優秀者が、佐野市から入札参加に係る指名停止を受けることとなったとき。

③最優秀者が、特定後に本実施要領に掲げる失格事項に該当して失格となったとき。

④最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき。

⑤その他の理由により最優秀者と契約の締結が不可能となったとき。

15 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

(1)提案書が提出期限までに提出されない場合

(2)提出書類に虚偽の記載があった場合

(3)本実施要領4に定める参加資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合

(4)その他本実施要領の定めに反した場合

(5)本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

16 その他の留意事項

(1)参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。

(2)参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とする。

(3)提出された提案書等は返却しない。

(4)本プロポーザルにおける評価結果は市ホームページにて公表するものとする。公表する内容は、プロポーザル参加者数、特定された者の名称及び所在地、総合評価点とする。

なお、本プロポーザルにおける提出書類は、佐野市情報公開条例の規定に基づき公開対象になることがある。

（5）本実施要領に定めのない事項ならびに本実施要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。